

第3章 計画の考え方

1 基本理念と計画の体系

「第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」では、「基本理念」及び3つの「基本方針」、12の「施策の方向性」を、3つの計画に共通する一体的な理念等として、誰にでも伝わるよう、やさしい言葉で定めます。

(1) 基本理念

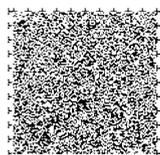
**あなたも私も ともに自分らしく
ありたい自分でいられる 共生のまち西東京**

西東京市に住まうすべての市民は、障害のある・なしによって分け隔てられることなく、すべての人がお互いに人格や個性を尊重しあいながら、ともに生きていける社会になることを希望しています。なぜなら、障害のある・なしに関わらず、等しくひとりの人間として、同じ尊厳をもって生まれてきた存在だからです。

私たちは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたっての障壁（バリア）となるようなあらゆる事柄、制度、慣習、考え方を取り除く努力を続けてきましたが、残念ながらこれらの障壁はまだ存在しています。それでも私たちは今後も諦めることなく、これらすべての障壁を取り除いていく努力を続けていきます。なぜなら、障害のある人の障壁を取り除くことは、障害のある人だけでなく、そのご家族、そして障害がない人にとっても、生涯に渡って生きやすい環境を作り出すことに他ならないからです。

しかし、生活環境が整うだけでは、人の心は十分に満たされるものではありません。障害のない人と同様に、障害のある人やその家族も、ありたい自分であることの自由、やってみたいことにチャレンジする自由、そして同時にやりたくないことを強要されない自由があるのです。

やってみたい、努力したい、行ってみたい、誰かを助けたい等という自分の気持ちが尊重され、挑戦する機会が障害のある人にも障害のない人にも公正に存在するとともに、それを支援する環境が求められます。自分一人だけでなく、周囲の誰もがありたい自分を追求できる西東京市を目指していきます。



あなたも私も

- ・ 障害のある人、難病のある人、未だ病識のない人、介護する家族等（ケアラー）、障害のない人など、誰であっても、分け隔てられることがなく尊重される大切な存在です。
- ・ また尊重される大切な存在は、自分だけではなく、他者も同様であることも表しています。

ともに

- ・ 西東京市のまちづくりに関わる様々な主体が、手を携え、支え合っている様子を表しています。
- ・ 個の想いや力だけでなく、それぞれが立場や経験を活かし、協働し、支え合うことでより多様化・複雑化する課題に対応していきます。

自分らしく

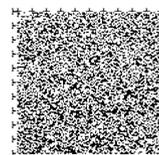
- ・ 自分らしさとは、かけがえのない自分のことであり、尊厳とも言い換えることができます。
- ・ 障害のある人や、介護する家族などが、障害があることをもって差別されたり、自由な意思決定や行動を妨げられることがあってはなりません。

ありたい自分で いられる

- ・ 学ぶこと、働くこと、地域の様々な活動に参加すること、またはしないことは、障害の有無で区別されることはありません。
- ・ 障害のある人も、地域の中で、ときには支援を受けながら、能力と意欲を発揮し、自己実現を図ることができる社会が求められます。

共生のまち 西東京

- ・ 私たちが望む地域共生社会とは、障害の有無や、病気の有無によって、支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら自分らしく生活できる社会です。
- ・ 障害の有無に関わらず、地域の一員として様々な役割や責任をそれぞれの能力の範囲で果たしながら暮らすことは、自然なあり方です。
- ・ 一人ひとりが地域で起きる問題を「自分ごと」として捉え、行政・事業者・関係機関・市民等、地域のみんで解決し、適切な支援につながっていく社会を作ります。



(2) 施策の体系

基本理念 あなたも私も ともに自分らしく ありたい自分でいられる 共生のまち西東京

基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| (1) 相談支援・ネットワーク | 相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。 |
| (2) 生活支援 | 障害のある人が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。 |
| (3) 居住支援 | グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。 |
| (4) 情報・コミュニケーション | 障害特性に配慮した情報の取得利用がしやすい環境作りに努めます。 |
| (5) 子どもへの療育支援 | 障害や発達に心配のある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。 |

基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

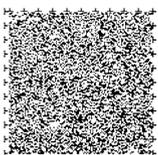
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 雇用・就業支援 | 個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。 |
| (2) 余暇活動・生涯学習活動 | 地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。 |
| (3) 家族への支援 | 介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。 |

基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 啓発 | 広く市民へ障害等の理解が深まるよう、積極的な取組を進めます。 |
| (2) 疾病等の予防・早期発見 | 健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組みにより、脳血管疾患等の障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。 |
| (3) 情報発信・アクセシビリティの確保 | サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めます。 |
| (4) 生活環境・災害対策 | 障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。 |

<用語の説明>

用語	内容
基本理念	本計画の土台となる基本的な考え方です。 今後 10 年の西東京市における障害福祉施策の基本であり、10 年後に実現したい人々の暮らしやまちの在り方を示しています。
基本方針	基本理念を達成するための具体的な方針を示したものです。 本計画では 3 つの基本方針を定めています。
施策の方向性	基本方針を施策のテーマに沿ってさらに具体化したものです。 本計画では 12 の施策の方向性を定めています。



<ヘルプカード>



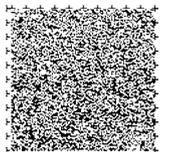
- ✓ 障害のある人が普段から身につけておくことで、「緊急時」・「災害時」・「困ったとき」に周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのヘルプカードを配布しています。
- ✓ カードに所持する方の氏名、連絡先、障害の特性、手助けしてほしいこと、配慮してほしいことなどを記入します。
- ✓ 必要なときに所持する方がそれを提示して、周囲の人に必要な手助けを求めることができます。

配布対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神に障害のある人（手帳交付の有無は問いません） ・難病患者の人
配布するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプカード、カード入れケース ・リーフレット（記入の仕方や使用方法を記載したもの）
配布方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前連絡は不要です。直接、配布場所へお越しください。 ・来所が困難な方で郵送を希望する方は、担当窓口へご連絡ください。
配布場所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課窓口 ・西東京市障害者総合支援センター フレンドリー ・西東京市保谷障害者福祉センター

<サポートステッカー>



- ✓ 障害者サポーター養成講座を受講した方がいるお店には、サポートステッカーを配布しています。
- ✓ 障害者サポーターはヘルプカードについて理解し、障害のある人をあたたかく見守り、お店の方のできる範囲の支援を行います。



(3) 基本方針

基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。

障害のある人が、自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実・強化が必要です。

自立した生活とは、自分のことを全て自分で行うことではなく、自らの意思決定に基づき希望する生活を、自らの意思が尊重されながら、必要な支援を受けて実現していくことです。あわせて、質の高いサービスを選択するため、サービスの質の向上や、安定的な人材確保、障害福祉サービス制度の適正な運用も求められるところです。

また、障害のある人の多くが、在宅での生活やグループホームでの生活といった、地域での生活を希望しています。グループホーム等の住まいの場の確保を行うとともに、在宅でも安心して生活できる環境を整備するため、強度行動障害、医療的ケア等を有する重度障害者の受け入れが可能な施設整備を含めた対策や、保健・医療の提供体制を充実させていきます。

本市では、家族以外に相談相手がない障害のある人が増加傾向にあります。障害のある人が、自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを実現していくための理解者が家族以外にも得られるような交流も重要です。あわせて、相談支援・ネットワークを強化し、相談しやすく使いやすい窓口の整備に努め、社会資源を必要としている人に有効に利用いただけるよう図るとともに、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を進めていきます。

また、発達障害や診断名がつかない子ども、難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害、医療的ケアが必要であるなど、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、また、障害のある人の高齢化が進むなど多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくことが重要です。

幼少期から障害のある人と共に環境を共有することで、「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。

<国の方向性>

地域における相談支援体制の 充実強化

・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化

障害福祉人材の確保・定着

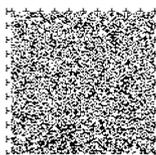
・事務負担の軽減や業務の効率化等の整備

入所等から地域生活への移行

・重度障害者や強度行動障害を有する人への支援体制の充実

障害者等の地域生活の 支援体制の充実

・グループホームにおける一人暮らし希望者への支援の充実



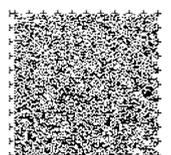
意思疎通支援事業等の拡充	・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣等）などの支援体制を充実
障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・地域におけるインクルージョンの推進 ・医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化	・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始日を申請日から重症化したと診断された日に前倒し ・難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化

<本市の方向性>

(1) 相談支援・ネットワーク	相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。
(2) 生活支援	障害のある人が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。
(3) 居住支援	グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。
(4) 情報・コミュニケーション	障害特性に配慮した情報の取得利用がしやすい環境作りに努めます。
(5) 子どもへの療育支援	障害や発達に心配のある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。

<本計画における指標>

項目	指標の内容	現状値	目標
障害福祉施策の満足度	障害のある人へのアンケート	24.0%	 増やす
	障害のある子どもへのアンケート	18.9%	



基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

障害のある人が、地域社会の一員として、自らの力を発揮したいという希望を叶えるためには、就労支援体制の充実や地域活動等に参加しやすい環境づくりが大切です。

障害のある人の就労形態は、一般的な企業等での就労から、福祉施設での福祉的就労まで多様であり、職場での職務内容や発揮する能力も一人ひとりで強みや特性が異なります。職場等で能力を発揮し活躍するために必要な理解やサポートは、個性や障害特性によって様々です。一人ひとりの障害特性に応じた、自分に合った就労支援を受けられるよう、職業相談をはじめ、様々な就労支援体制を構築します。

地域活動においては、様々な障害特性を理解され、障害のある人が「居心地が良い」と感じられる居場所を増やす必要があります。また、障害のある人が、様々な機会や場面で地域活動に参加するだけでなく、自らの希望に沿って地域活動を企画・運営することができる環境づくりも必要です。

あわせて、介護する家族（ケアラー）が、日常や将来の不安などが軽減できるよう、家族同士の共感的な情報交換や学びの機会を提供するとともに、家族自身の自らの力を発揮したいという希望を叶えていくため、就労環境の整備やレスパイト支援の観点からのサービス拡充も求められています。

日々の生活において、自らが希望する地域での活動を、障害を理由に妨げられることがないよう、誰もが参加・参画できる場づくりを関係機関や地域の様々な主体と連携して進めます。

<国の方向性>

福祉施設から一般就労への移行

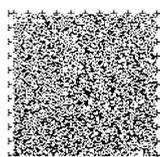
- ・一般就労への移行および定着状況に関する目標の設定
- ・地域における障害者の就労支援の関係機関との連携

障害者の多様な就労ニーズ に対する支援及び障害者雇用の 質の向上の推進

- ・重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大
- ・障害者雇用調整金等の支給方法の見直し
- ・企業が行う職場定着等に対する助成の強化

障害者による 文化芸術活動等の推進

- ・障害者によるスポーツや文化芸術活動等の多様な社会参加の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

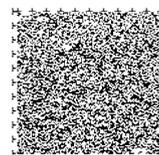


<本市の方向性>

(1) 雇用・就業支援	個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。
(2) 余暇活動・生涯学習活動	地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。
(3) 家族への支援	介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。

<本計画における指標>

項目	指標の内容	現状値	目標
楽しいことがある	障害のある人へのアンケート	66.4%	 増やす
	障害のある子どもへのアンケート	84.4%	



基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

障害のある人もない人も、ともに地域で安心して生活していく地域共生社会の実現のためには、お互いのことを理解し合うことが不可欠です。

調査では何らかの差別や偏見を感じたことがあると、障害のある人が一定数回答されており、人権への配慮が求められる状況です。地域の様々な行事やイベントを通じて、市民に対する障害及び障害のある人への共感的理解を進めるとともに、当事者団体等と連携して理解の促進に資する効果的な取組を行い、安心して暮らせるまちを目指します。

障害及び障害のある人への理解が進むことは、誰しも障害のある状況になる可能性があることを知ることに繋がります。若いうちからの生活習慣の見直しや、適切な健康診査の受診、心の健康づくり、安全対策を進め、予防対策を進めていくことも必要です。

適切なサービスや支援を有効に活用していただくためには、地域で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信することも必要です。必要な人に必要な様々な情報が適切に届くよう、障害特性に配慮した情報発信の取組を進めます。

さらに、地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ハード面での建造物、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ICTの積極的な活用や各種手続き等の見直しにより手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。あわせて、災害時にも安心して暮らせるよう、障害特性にかかわらず誰もが安心できる災害対策を進めていきます。

<国の方向性>

障害者等に対する虐待の防止

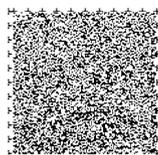
- ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修等の実施
- ・市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進

意思疎通支援事業等の拡充

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣等）などの支援体制を充実

地域生活の継続支援

- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進



<本市の方向性>

(1) 啓発	広く市民へ障害等の理解が深まるよう、積極的な取組を進めます。
(2) 疾病等の予防・早期発見	健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組みにより、脳血管疾患等の障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。
(3) 情報発信・アクセシビリティの確保	サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めます。
(4) 生活環境・災害対策	障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。

<本計画における指標>

項目	指標の内容	現状値	目標
1年以内に障害を理由とした差別等の経験がある	障害のある人へのアンケート	32.9%	 減らす
	障害のある子どもへのアンケート	54.1%	

